

令和 6 年度

定期・財政援助団体等監査報告書

松戸市監査委員

目 次

定 期 監 査 報 告

1 教 育 委 員 会

生涯学習部	1
-------	---

学校教育部	5
-------	---

2 監 査 委 員 事 務 局	9
-----------------	---

3 水 道 事 業	11
-----------	----

4 建 設 部	13
---------	----

5 病 院 事 業	17
-----------	----

財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告

1 松戸市防火・防災協会 (財政援助団体監査)	23
----------------------------	----

2 松戸市商店会連合会 (財政援助団体監査)	25
---------------------------	----

松 監 第 3 4 号
令和7年8月7日

松 戸 市 長	松 戸 隆 政 様
松 戸 市 議 会 議 長	渋 谷 剛 士 様
松戸市教育委員会教育長	波 田 寿 一 様
松戸市水道事業管理者	加 藤 肇 様
松戸市病院事業管理者	横須賀 收 様

松戸市監査委員	関 聡
同	三 好 徹
同	大 谷 茂 範
同	松 尾 尚
(公 印 省 略)	

定 期 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査について、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

生涯学習部

監査を実施した 監査委員名	関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 松 尾 尚
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和7年3月1日～令和7年4月18日
監査の対象課	生涯学習部 教育総務課、教育政策研究課、社会教育課、文化財保存活用課、 図書館
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○ 対象期間 令和6年2月1日～令和7年1月31日 ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○ 共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) - ア 措置状況の情報共有の継続性について - イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について ○ 重要リスク項目 - 委託料の随意契約について - ア 設計書、仕様書について - イ 随意契約理由、相手方の選定方法について - ウ 契約書の内容について - エ 委託内容の履行確認について - オ 委託料の支出について

1 監査の結果

・教育総務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

北部小学校他3校地域人材活用学校施設管理業務委託について

松戸市立小中学校間連絡配送業務委託について

北部小学校他5校早朝における児童への見守り業務委託について

松戸市立北部小学校における児童への緊急見守り業務委託について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約をしているが、財務規則第137条の3に規定する公表の手続がされていなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※1（3頁）

（意見）

過去の定期監査での指摘事項等に対する措置はなされたものの、令和6年度においても契約の事務処理上の誤りが生じていたことから、誤りを防止する仕組みの整備及び職員間の知識の共有を徹底されたい。

・教育政策研究課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・社会教育課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

松戸市民会館舞台機構設備絞り緞帳用元滑車等更新修繕について

予定価格調書について、消費税及び地方消費税を含む金額を予定価格として記載すべきところを税抜き金額を記載していた。

今後は、財務規則に則った適正な事務処理を行われたい。

（要望・検討事項）

放送受信料について

前金払としているが、支出に遅れが生じていた。

今後は、適正な事務処理を行われたい。

（意見）

過去の定期監査での指摘事項等に対する措置はなされたものの、令和6年度においても契約の事務処理上の誤りが生じていたことから、誤りを防止する仕組みの整備及び職員間の知識の共有を徹底されたい。

・文化財保存活用課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

文化財マップ作成業務委託について

財務規則第143条第3項第3号の規定により契約保証金を免除しているが、契約書には契約保証に関する条項が記載されていた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。 ※2（4頁）

（意見）

過去の定期監査での指摘事項等に対する措置はなされたものの、令和6年度においても契約の事務処理上の誤りが生じていたことから、誤りを防止する仕組みの整備及び職員間の知識の共有を徹底されたい。

・図書館

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

※1 松戸市財務規則第137条の3（特定の随意契約に係る手続）
施行令第167条の2第1項第3号に規定する規則で定める手続は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）契約の発注見通しについてあらかじめ次の事項を公表すること。
 - ア 契約の件名
 - イ 主管課名
 - ウ 契約の予定月
- （2）契約を締結する前に前号に掲げる事項のほか、次の事項を公表すること。
 - ア 事業の概要
 - イ 契約を締結する予定の日
 - ウ 契約を履行する期間
 - エ 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- （3）契約を締結した後に前2号に掲げる事項のほか、次の事項を公表すること。
 - ア 契約を締結した日
 - イ 契約金額
 - ウ 契約の相手方の名称
 - エ 契約の相手方とした理由

※2 松戸市財務規則第143条第3項第3号（契約保証金）

3 前2項の規定にかかわらず、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

（3）契約の相手方が過去2年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。ただし、当該契約が契約金額300万円以上の請負契約（工事又は製造の請負契約にあつては、500万円以上）である場合は、この限りでない。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

生涯学習部においては、前年度に指摘事項等はなかった。

学 校 教 育 部

監査を実施した 監査委員名	関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 松 尾 尚
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和7年3月1日～令和7年4月24日
監査の対象課	学校教育部 学校財務課、学務課、学習指導課、児童生徒課、学校施設課、 市立高等学校、高木第二小学校、柿ノ木台小学校、 牧野原小学校、第二中学校
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務 が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率 性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実 施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一 部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調 査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○対象期間 令和6年2月1日～令和7年1月31日 ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) ア 措置状況の情報共有の継続性について イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について ○重要リスク項目 ・ 委託料の随意契約について ア 設計書、仕様書について イ 随意契約理由、相手方の選定方法について ウ 契約書の内容について エ 委託内容の履行確認について オ 委託料の支出について ・ 小・中学校の備品・図書等の取得及び管理について（各校共通）

1 監査の結果

・学校財務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・学務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・学習指導課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

松戸市教育支援委員会委員報酬について

報酬の支払いが遅延していたものがあった。

今後は、条例に則った適正な事務処理を行われたい。 ※1（7頁）

（要望・検討事項）

教職員用教科書及び指導書の購入について

予定価格5,000万円以上の財産の取得について、松戸市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議決を経ていなかった。

既に、追認により議決を得ているが、今後は内部でのチェック体制を強化するよう要望する。 ※2（7頁）

（意見）

過去の定期監査での指摘事項等に対する措置はなされたものの、令和6年度においても支出の事務処理上の誤りが生じていたことから、誤りを防止する仕組みの整備及び職員間の知識の共有を徹底されたい。

・児童生徒課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・学校施設課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・市立高等学校

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・高木第二小学校

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・柿ノ木台小学校

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・牧野原小学校

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・第二中学校

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

※1 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例第11条第2項（給与の支給期日等）

2 委員会の委員等、附属機関の委員及び投票管理者等並びに非常勤職員等で、日額により報酬又は費用弁償を受けるものの支給期日は、支給の事由が生じたとき又はその翌月に支給することができる。

※2 松戸市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格5千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

民法第86条第2項（不動産及び動産）

2 不動産以外の物は、すべて動産とする。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

・学習指導課

（指摘の要旨）

松戸市立第二中学校医療的ケア看護職員宿泊学習引率委託について

予定価格調書について、消費税及び地方消費税を含む金額を予定価格として記載すべきところを税抜き金額を記載していた。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

（措置報告の概要）

予定価格調書について、複数名で金額の確認を徹底し、財務規則に則った適正な事務処理を行い改善した。

「改善確認済」

（指摘の要旨）

令和5年度小学校水泳指導補助業務委託（松戸市立小金小学校）について

財務規則第143条第3項第1号に規定する履行保証保険証券の提出により契約保証金を免除しているが、契約書には契約保証に関する条項が記載されていなかった。

今後は、規則に則った適正な事務処理を行われたい。

（措置報告の概要）

契約書における契約保証金の記載内容について、複数名で契約内容の確認を徹底し、財務規則に則った適正な事務処理を行い改善した。

「改善確認済」

監 査 委 員 事 務 局

監査を実施した 監査委員名	関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 松 尾 尚
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和7年3月1日～令和7年4月24日
監査の対象課	監査委員事務局
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○ 対象期間 令和6年2月1日～令和7年1月31日 ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○ 共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) ア 措置状況の情報共有の継続性について イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について ○ 重要リスク項目 - 委託料の随意契約について - ア 設計書、仕様書について - イ 随意契約理由、相手方の選定方法について - ウ 契約書の内容について - エ 委託内容の履行確認について - オ 委託料の支出について

1 監査の結果

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

監査委員事務局においては、前年度に指摘事項等はなかった。

水 道 事 業

監査を実施した 監査委員名	関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 松 尾 尚
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和7年4月22日～令和7年5月27日
監査の対象課	水道部 総務課、工務課
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○ 対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○ 共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) - ア 措置状況の情報共有の継続性について - イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について ○ 重要リスク項目 - 委託料の随意契約について - ア 設計書、仕様書について - イ 随意契約理由、相手方の選定方法について - ウ 契約書の内容について - エ 委託内容の履行確認について - オ 委託料の支出について

1 監査の結果

・総務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

（意見）

水道料金の徴収については、鋭意努力されているところであるが、引き続き適正な債権管理を行い、高い収納率の確保に向けて努力されたい。

・工務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

水道部においては、前年度に指摘事項等はなかった。

建設部

監査を実施した 監査委員名	関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 松 尾 尚
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和7年4月22日～令和7年5月27日
監査の対象課	建設部 建設総務課、用地課、道路建設課、道路維持課、河川清流課、 下水道経営課、下水道整備課、下水道維持課
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) - ア 措置状況の情報共有の継続性について - イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について ○重要リスク項目 - 委託料の随意契約について - ア 設計書、仕様書について - イ 随意契約理由、相手方の選定方法について - ウ 契約書の内容について - エ 委託内容の履行確認について - オ 委託料の支出について

1 監査の結果

・建設総務課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・用地課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・道路建設課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・道路維持課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・河川清流課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

食糧費について

食糧費については金額に関わらず主務部長決裁となっているが、課長決裁としていた。
今後は、事務決裁規程に則った適正な事務処理を行われたい。

（意見）

過去の定期監査での指摘事項等に対する措置はなされたものの、令和6年度においても支出の事務処理上の誤りが生じていたことから、誤りを防止する仕組みの整備及び職員間の知識の共有を徹底されたい。

・下水道経営課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

（意見）

受益者負担金及び下水道使用料の徴収については、鋭意努力されているところであるが、制度に対する市民の理解と協力を求めながら適切な方策をたて収入の確保を図り、未収金については、早期に確実な回収に努力されたい。

・下水道整備課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

- ・下水道維持課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

- ・河川清流課

（指摘の要旨）

報償費について

報償費の支出事務において決裁区分に誤りがあった。

今後は、事務決裁規程に則った適正な事務処理を行われたい。

（措置報告の概要）

決裁区分に誤りがないよう確認に努めている。

病 院 事 業

監査を実施した 監査委員名	関 聡 三 好 徹 大 谷 茂 範 松 尾 尚
監査の種類	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の期間	令和7年4月22日～令和7年5月28日
監査の対象課	管理局 病院政策課 松戸市立総合医療センター事務局 経営課、人事課、管財課、医事課 松戸市立総合医療センター附属看護専門学校
監査の方法	監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。
監査の対象事項	○対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 ※ 必要に応じてこの期間以外も対象範囲とした。 ○共通項目 ・ 予算の執行状況 ・ 収入事務 調定事務、現金等取扱事務、債権管理事務 ・ 支出事務 契約事務、補助金等の交付事務、報酬等の支払事務 ・ 財産管理事務 ・ その他所管事務の執行 定期監査での指摘事項等に係る取組について (令和2年度から令和4年度) - ア 措置状況の情報共有の継続性について - イ リスクの低減や業務改善の取り組み状況について ○重要リスク項目 - 委託料の随意契約について - ア 設計書、仕様書について - イ 随意契約理由、相手方の選定方法について - ウ 契約書の内容について - エ 委託内容の履行確認について - オ 委託料の支出について

1 監査の結果

・病院政策課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

松戸市病院事業公営企業会計システム病院事業会計統合実施委託について

松戸市病院事業会計規程第110条第3項第1号に規定する履行保証保険証券の提出により契約保証金を免除しているが、契約書には契約保証に関する条項が記載されていなかった。

今後は、規程に則った適正な事務処理を行われたい。 ※1（19頁）

・経営課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

・人事課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

松戸市立総合医療センター看護師寮及び第2医師住宅施設管理等業務委託について

松戸市病院事業会計規程第110条第3項第1号に規定する履行保証保険証券の提出により契約保証金を免除しているが、履行保証保険証券の提出に遅れが生じていた。

今後は、規程に則った適正な事務処理を行われたい。

・管財課

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

（指摘事項）

松戸市立総合医療センター産業廃棄物（汚泥）処分業務委託について

松戸市病院事業会計規程第110条第3項第6号の規定により契約保証金を免除しているが、契約書には契約保証に関する条項が記載されていた。

今後は、規程に則った適正な事務処理を行われたい。 ※1（19頁）

・医事課

監査の結果は、監査した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

(意見)

窓口未収金の徴収については、鋭意努力されているところであるが、今後も適正な債権管理の手続きを進め、解消に向けて努力をされたい。

・附属看護専門学校

監査の結果は、監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(指摘事項)

松戸市立総合医療センター附属看護専門学校給排水管改修工事に伴う設計業務委託について

公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号では適切に作成された仕様書及び設計書に基づき積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることと規定されているが、設計金額と予定価格が一致していなかった。

今後は、法律に則った適正な事務処理を行われたい。 ※2(20頁)

※1 松戸市病院事業会計規程第110条第3項第1号、第6号(契約保証金)

3 前2項の規定にかかわらず、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2)～(5)略

(6) 契約金額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を確実に履行するものと認められるとき。

委託契約書の契約の保証に関する条文は、契約保証金の納付又はそれに代わる手続を定めたものであることから、松戸市病院事業会計規程第110条第3項の第3号、第6号、第7号、第8号のいずれかを適用して契約保証金の納付を免除する場合は、契約書の約款から不必要である当該条文を削除すべきである。

※2 公共工事の品質確保の促進に関する法律第2条第2項（定義）

2 この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査及び設計をいう。

同法第7条第1項第1号（発注者等の責務）

1 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況の確認及び評価その他の事務を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

（1）公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、第5項の協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る次条第5項の保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

2 前年度定期監査の結果に対する措置状況

・経営課

（指摘の要旨）

松戸市立総合医療センター病院誌作製業務委託について

契約書に印紙税法の印紙税額よりも低い金額の収入印紙が貼付されていた。

今後は、法令に則った適正な事務処理を行われたい。

（措置報告の概要）

職員間及び契約相手方にて確認を徹底し、令和6年度の同契約において、印紙税法に則った金額の収入印紙を貼付して改善した。

「改善確認済」